令和6年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

～法人には朗報!交際費から除外される飲食費等の金額が5,000円から10,000円に倍増～

政府は、令和５年12月22日に令和６年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて１人４万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1)交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2)賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

①原則的なルール

税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるぼし、子育て支援はプラチナくるみんが要件

②従業員数2,000人以下の法人向けルール

青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるぼし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件

③中小企業向けルール

資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
1.5%以上	15%	上乗せ5%	上乗せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるぼし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3)戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4)イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。

青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5)法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6)外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7)倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済にについて、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1)事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2)住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1)定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2)適格ストックオプション税制の改正

①適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなければならないとの要件が不要とされます。

②年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。

イ設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。

ロ設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。

③中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。

④権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることになります。

(3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることになります。

(4)住宅ローン減税の改正

認定住宅等を取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。

①40歳未満であって配偶者を有する者

②40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5)既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1)プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2)国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。

②新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。

③特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3)国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないことになります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4)高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5)適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6)登録申請書の提出期限の変更

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…
TIS税理士法人
税理士　飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: http://www.iida-office.jp/

東京法人会連合会

足立税務署からのお知らせ

足立税務署イベント

PUER-J（ピュアジェイ） 女子プロレスの選手がスマホでe-Taxを体験！

１月19日（金）ＰＵＲＥ-Ｊ女子プロレス道場「亀アリーナ」にて、足立税務署広報大使就任式、ＰＵＲＥ-Ｊ選手によるスマホによる確定申告体験が実施されました。

スマホ確定申告体験では、**大空ちえ選手**がマイナンバーカードとスマホを利用して、給与所得者が医療費控除の申告をして税金の還付を受取る体験を実践。10分ほどで入力が完了した大空選手は「練習や試合で時間がなかなか取れない私たちにとっては、所得税の確定申告時期に24時間利用できるのは嬉しいですね」とコメントされました。

東出署長（右）より委嘱状を受取ったコマンドボリショイ選手（左）

イベント終了後の集合写真

皆さまも自宅から申告できる「e-Tax」をぜひご利用ください！

（足立法人会事務局　越後）

PUER-J×足立税務署のコラボ動画はこちら!!

PURE-J女子プロレス最新情報もチェック!!

都税事務所からのお知らせ

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の送付先変更手続 はお済みですか？

住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の**納税通知書の送付先は変更されません**。

登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】
「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所にご提出ください。
【インターネットの場合】
「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続ください。

主税局 HP　東京共同電子申請・届出サービス

○ 上記手続は、23区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。
納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
〈変更できないもの（例）〉納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
○ 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。
不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

ワンポイント 健康を応援する 第123回

『腰が痛いなら肩甲骨を寄せなさい』

～Dr.クラとIさんの健康小話～

葛飾健診センター長
吉原　一郎 先生

Ｉさん：　腰痛が～（痛）
Dr.クラ：　**整形外科**は受診したのかな？
Ｉさん：　なんか怖くて行ってません（汗）
Dr.クラ：　**椎間板ヘルニア**や**脊柱管狭窄症**なども考えられるから**診断**をつけないとね。
Ｉさん：　病院はすぐ行きます～何か自分で気をつけることってありますか（涙）
Dr.クラ：　**普段の姿勢**に注意をはらおう。座っている時に**骨盤の真上に頭**があるかな？
そして背中の肩甲骨を意識して**左右の肩甲骨**を寄せる。
Ｉさん：　ず～っとは辛いです（涙）
Dr.クラ：　そうそう、その姿勢を**１日に何回か意識する**ことから始めてみよう。
Ｉさん：　だらしない格好が楽だけど頑張ります。
Dr.クラ：　その飛び出ているお腹も腰痛に関係あるよ。寝ている時に重石の様に**背骨に負荷**がかかるから。
Ｉさん：　かなりの重石です（涙）

新年賀詞交歓会

日　時：令和６年１月24日(水)
会　場：浅草ビューホテル

受賞おめでとうございます！（左から順に）

◀近藤やよい区長

東京国税局長表彰	近藤　俊彦	様
税務功労者主税局長表彰	原田　尚子	様
足立税務署長表彰	相臺　秀郎	様
足立税務署長表彰	馬場多津雄	様
足立税務署長感謝状	本野裕二郎	様
税務功労者都税事務所長感謝状	渦波　　茂	様
足立区納税功労表彰	吉田　正行	様
足立区納税功労表彰	長田　和也	様
足立税務署長感謝状	（欠席）吉村美知明	様

女性部会　新年研修会　～副署長講演会～

１月24日（水）浅草ビューホテルにて、講師に**足立税務署 副署長 木嶋 輝美様**をお迎えして女性部会新年研修会が開催されました。税務署に関するクイズで楽しませていただき、また広島ご出身ということで、「広島といえば？」という連想ゲームもあり、ご当地グルメの広島お好み焼きについて焼き方まで熱く語っておられ“広島愛”を感じました。最後に、安芸の宮島の銘菓もみじ饅頭から副署長“推しもみじ”として「生もみじ」のご紹介がありました。美味しい研修会となりました。

（参加16名　女性部会 副部会長 岩井　和美）

◀木嶋副署長

フードロス活動

足立法人会女性部会では年間活動事業のひとつとして「フードロス削減」を掲げ、この活動を賀詞交歓会パーティーで実施させていただきました。

参加者皆様には各々の「お好み」「適量」でお食事を自由にスマートに楽しんでいただけるよう、主催者としては「堅苦しい押し付けにならない」「スマート」を心掛けました。

結果として、ホテルからの報告のとおり廃棄率が同規模開催の数値を下回り20％を切る優秀な結果を得られることができました。今回の初の試みは参加者皆様、関係各位皆様のご理解とご協力により十分な成果を得られたと思います。

まだまだ反省すべき点はあると思いますが、一人ひとりの心がけを徹底することにより、この様な活動が当たり前の日常となるようこれからも創意工夫を続けてまいりたいと思います。

（参加130名　女性部会　副部会長 嶋田 久栄）

当日実施したフードロス活動の詳細については法人会ＨＰをチェック！

女性部会　研修見学会　自衛隊ＶＲ体験＆川越散策

２月15日（木）女性部会研修見学会を実施致しました。

開催当日は、2月にもかかわらず気温が20℃を超え、コートいらずの天候に恵まれました。

研修内容としては、埼玉県朝霞市にある**陸上自衛隊広報センター**を見学し、**小江戸川越**で昼食と自由散策を行いました。自衛隊ならではのＶＲ体験やフライトシミュレーター等、最新技術を肌で感じられた研修会になったと思います。

小江戸川越の街並み

VR体験中の加島副部会長（右）
嶋田副部会長（左）▶

自衛隊広報センター前での集合写真

コロナ禍で研修見学会の中止が続いておりましたが、来年度も実施する予定ですので、見学・体験してみたい場所等ございましたらお気軽に女性部会役員までご連絡お願いします！

（参加25名　足立法人会事務局　越後）

青年部会　研修見学会　府中基地で自衛隊飯とキューピー博物館見学

２月９日（金）青年部会としては2019年ぶりの研修見学会を開催いたしました。まず、車内で研修映像を観ながら最初の目的地**航空自衛隊府中基地**へ。府中基地は空の防衛や災害救助はもちろん、2022年に誕生した自衛隊「宇宙作戦群」の中心として、宇宙空間のスペースデブリ(宇宙ごみ)や人工衛星の監視を行っている最先端の基地です。近年は陸海空だけではなく宇宙やサイバーの防衛も重要度が増していることを学び、国防について改めて考えさせられる大変有意義な見学となりました。また、昼食時に隊員の皆さんと肩を並べて同じメニューの自衛隊飯（この日はカツカレー）を体験喫食できたことは、基地見学ならではの貴重な時間でした。

続いて、調布にあるお蕎麦で有名な「深大寺」周辺で自由散策を行った後は、キユーピーマヨネーズ博物館**マヨテラス**の見学です。マヨネーズの歴史から実際の製造工程、美味しさのの秘訣まで、可愛らしいキユーピーちゃんと共にわかりやすく学ぶことができ、人気で予約が取れないのも納得の見学内容でした。最後にお土産としてマヨネーズやドレッシングをいただけたのも嬉しかったです。

府中基地内の戦闘機前での集合写真

帰着後は北千住にて有志部会員による懇親会も行い、一日を通して充実したバス研修になったかと思います。ご参加いただきありがとうございました。来年度は青年部会初の試みとして「富士登山研修」を７月に計画していますので、体力に自信がある方、登山に興味がある方は是非ともご参加ください。

（参加19名　担当副部会長 村田 雅紀）

太神楽曲芸師 味千代の

最終回 いつもより多めに語ってます

あってもあっても良い商売

今年で私は芸歴13年目を迎えます。初高座は2011年4月。そう、あの東日本大震災の直後でした。生きているだけで良かったと思えたあの時期。今私に何ができるんだろう？太神楽をやっていて良いの？芸を仕事とする意味ってなんだろう？デビューしたばかりでしたが、そんなことばかり考えていました。

【それでも寄席は営業します】

浅草演芸ホールで前座として働いていた３月11日。ちょうど昼席の休憩に入った時でした。まずガランガランという戦車が走るような音がし、その後寄席全体が揺れ始めました。高座を降りたばかりの噺家の師匠は壁につかまり、一緒に働いていた前座や客席のお客様はすぐに外に飛び出しました。休憩後再開したものの、余震のため結局その日は休みになりました。

楽屋にテレビがないので詳しい状況がわからなかったのですが、電車が動くまで、ということで師匠方と一緒に近くの居酒屋に行くことになりました。そこのテレビで被害の大きさを知り、渦を巻く海や津波に一堂唖然。結局電車は復旧せず、歩いて北千住まで帰りました。

寄席は何があっても絶対に休まない、という噂があるのは知っていましたが、都市伝説のようなものだと思っていました。しかし翌日連絡が来て、浅草演芸ホールは営業するとのこと。内心、嘘でしょ？こんな時に誰が来るの？と思いながら辿り着くと、驚いたことにお客様がいるのです。帰宅困難者を受け入れていたからかもしれませんが、どんな時でも営業するという姿勢に寄席の信念を感じ、お客様の存在にこの仕事の持つ意味を考えさせられました。

【益々繁盛と言えなかった】

直後の４月１日に浅草演芸ホールでデビューを果たします。通常でしたら、お祝いでいろいろなお仕事に声をかけていただくのですが、テレビでまともにCMも放送しない中、仕事なんてあるわけがありません。復興支援の演芸会に呼んでいただくのが貴重な本番の機会でした。

ある時、慰問で陸前高田市の避難所を訪れました。まだあまり経験もなかった頃、皆さんに喜んでいただけるのかドキドキしながら高座に立ちました。とにかく無事に一連の芸をこなし、最後に傘の上で枡を回す時でした。まだ体育館でダンボールの仕切りで生活している方々を前に「益々ご繁盛」というおなじみの台詞がどうしても言えなかったのです。確か「益々お元気に」と言葉を濁した気がします。

すると最後に避難している方々とお話した際に、ある女性が「あれは益々ご繁盛よね」と私に言ってくれました。人にもよるのかもしれませんが、辛い状況だからこそおめでたい言葉を聞きたい人もいるのだと知りました。今だったらあの時の高座をどう演じるんだろう？と今でもよく想像します。

【世界中が止まる】

そして2020年。新型コロナウイルスで世界中が文字通りストップしました。私も2月半ばから5月までの全高座がキャンセル。何があっても営業を続ける寄席が「休業」という苦渋の決断をしたことで、世界が終わるかもしれないとさえ思いました。

最初はあまりの事態にパニックにもなりましたが、しばらくすると、逆にこの機会を逃してなるものかという気持ちが芽生えます。

それまでは忙しくて息子とゆっくり時間を過ごすことができなかったので、たっぷりあった時間を息子のために使いました。二人で散歩をしたり、アイスを買いに行ったり、アニメを見たりすることがとても楽しく、今思えば人生の中で宝物のような時間になりました。

またそれまで少しずつ進めていた「一つ毬」という技の稽古に本格的に取り組みました。ばちを口にくわえ、その上に毬を乗せてバランスを取ります。太神楽の中で最も難しい技の一つと言われており、絶対に習得してやろうと毎日稽古をしました。おかげさまで今、寄席で披露する芸の中心となっています。

ソーシャルディスタンスの取れるスポーツということでテニスも始め、前よりも健康的な体も手に入れました。

【笑いには力がある】

高座でおなじみのネタで、芸人が自身の仕事のことを「なくてもなくても良い商売」と表現することがあります。「あってもなくても良い商売」をもじったものですが、確かに食料を作るわけでもないですし、病を治すわけでもない。およそ直接人の役に立つとは思われない仕事です。だから非常事態が起こると、すぐに仕事がなくなります。

でも笑いには力があります。

講演の時に必ず「天岩戸伝説」の話をします。

太神楽は神楽の一種なのですが、その神楽の由来はこの伝説にあります。太陽の神である天照大神が大きな岩に隠れてしまった時、その事態を唯一救えたのは知恵でも力でもなく、アメノウズメの舞を見た神々の笑い声だったというエピソード。笑いは人々を日常に引き戻す力があるんです。避難所でも演芸のために久しぶりに外出した方や、見ている間だけ地震のことを忘れていた、と言って下さった方がいました。

また思い出を作ることもできます。人生は必ずしも良いことばかりではありません。しかし人生の辛さを支えてくれるのは、未来への希望と過去の思い出です。太神楽は「おめでたい」を紡ぐことで未来への希望を、そして楽しい時間を提供することで思い出を作ります。

思い出や希望はどんなにあっても悪いことはありません。そして日常を守る演芸は、どんな時にも心の拠り所になってくれる。だから私は太神楽を「あってもあっても良い商売」だと信じ、見て下さった方が少しでも幸せを感じられるよう、また頑張ろうと思えるよう、心を込めて演じています。

一年間このコラムにお付き合いいただきありがとうございました。５月からはやはり足立区在住、和妻師の**養老瀧之丞**さんが担当します。

お楽しみに。

コラム

みなさまに福を！【おめでたいもの　其の参】

～扇・扇子～

和の芸能では見ないことがない扇子。今では暑い時に涼を与えてくれるものですが、儀式的な意味や縁起の良い謂れもあります。

まずは形を見てください。扇子を広げる時、末広がりの形になるので、繁栄や発展の意味があります。また中国では「扇子」も「善行」もシャンズと発音する同音異義語のため、優しさや善行を表すとも言われています。

扇子は扇ぐものなので、仰ぐに通じ、神霊を呼び起こす道具ともされたので、儀式や神楽にも使われたのでしょう。センス良く（！？）身に着けて、運気を上げてくださいね。

プロフィール
鏡味味千代
国際基督教大学卒業。2010年国立劇場養成課第5期太神楽研修終了。その後、鏡味勇二郎に弟子入り、2011年浅草演芸ホールにて初高座。寄席を中心に活動する傍ら、英語での太神楽にも挑戦。メディア出演も多数。「おめでたいを世界に」を合言葉にインバウンドや海外公演も精力的にこなす。足立区歴14年。

＝法人会インフォメーション＝ 異業種交流会

第9支部　六町・加平（西、北含む）地区

開催日：12月15日（金）
場　所：こがね鮨
参加人数：17名

第1～5支部　千住、足立・中央本町、青井・弘道地区

開催日：2月8日（木）
場　所：シアター1010アトリエ
参加人数：31名

第13支部　神明・辰沼・佐野・六木地区

開催日：2月9日（金）
場　所：寿司割烹 奈可川
参加人数：39名

第10・11支部　花畑・南花畑、平野・一ツ家・保塚・保木間地区

開催日：2月14日（水）
場　所：木曾路　竹の塚
参加人数：48名

税務研修会

テーマ① 令和5年度税制改正のあらまし
テーマ② 今こそ役立つ！中小企業の税金知識
講　師： 足立税務署　法人課税第1部門
都築　隆佑 国税調査官

第6・7支部　綾瀬、谷中・東和地区

開催日：1月18日（水）
場　所：足立区勤労福祉会館
参加人数：34名

第8支部　中川、大谷田地区

開催日：2月8日（木）
場　所：足立成和信用金庫亀有支店
参加人数：14名

第8支部

第12支部　六月、竹の塚、西保木間地区

開催日：1月22日（月）
場　所：竹の塚地域学習センター
参加人数：25名

第12支部

第4・5支部　足立・中央本町、青井・弘道地区

開催日：2月20日（火）
場　所：足立成和信用金庫弘道支店
参加人数：17名

第6回 委員会紹介

組織委員会　委員長　本田　順一

Q.　組織委員会はどのような活動をしていますか？

A.　戦後我が国は、法人税の賦課課税制度から申告納税制度へと大きな転換が図られ申告納税制度は納税者自らに税を計算し納税することを求めるもので、戦後の混乱下での新制度移行には多大の懸念がありました。このため、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて税知識の普及と納税意識の高揚を図ることの必要性が認識され、企業経営者の間から自発的に誕生したのが法人会です。以来、「税のオピニオンリーダー」としての責務というべき「税制改正要望」、会員の研鑽を支援する「研修活動」、広く地域振興やボランティアなどの「地域社会貢献活動」を大きな３つの柱に据えて活動を進めてきており、全国41県連440単位会からなる約75万社の会員数、東京では約18万社の会員企業を擁する団体です。足立税務署管内においても約2400社を擁し、組織委員会ではその維持と拡大を通して会の財政基盤の安定を確保するとともに将来に向けた組織の充実を図っております。単に組織の拡充としてではなく、「会員増強運動の推進」「新設法人への税務説明会」「足立税務署講師による税務研修会の実施」「支部・部会の活性化支援」「異業種交流会の推進」等を通して「地域に密着した経営者の新たな仲間づくり」の意識を持ち、一人でも多くの経営者仲間を増やす活動をしております。

本田委員長

Q.　活動頻度はどれぐらいですか？

A.　委員会は概ね４か月ごと年３回開催しております。

Q.　組織委員会の特徴はなんですか？

A.　委員の皆様の熱意が高いです。13支部ある各支部長や副支部長、青年部会長、女性部会長、幹事の方々の24名で構成されており理事も兼任されている委員が委員会で一番多いのが特徴です。その為か委員会開催時は出席委員の法人会に対する思いが強く予定時間が足らない程、白熱した議論が展開されております。

Q.　今後の目標や挑戦したいことはありますか？

A. 個人的には体重を5kg程落としたいです（笑）法人会ではコロナ禍期間中は活動の制限がありましたが、解除後からは各支部部会に於いても事業も活発に行われております。組織委員会として事業活動しやすい環境作りと会員満足度をより一層向上していきたいと思います。

委員会の様子

Q.　広報誌を見ている方にメッセージをお願いします。

A.　会員の皆様が税の知識と会員相互の交流の「企業経営のお手伝い」の場として、またｲﾝﾎﾞｲｽ、電子帳簿など昨今新しい施策がある中で税務に特化した活動をしている足立法人会を是非ご利用下さい。

「一緒に活動してみたい！」等この委員会に興味を持った方は下記までご連絡お願いします！

【問い合わせ】事務局　TEL：03-3881-0326

厚生委員会 & 区民まつり実行委員会

チャリティー募金・能登半島地震募金

１月24日（水）新年賀詞交換会におきまして、昨年11月7日（火）に行われた第42回チャリティーゴルフ大会の参加者からお預かりしたチャリティー募金71,100円を足立区教育委員会の大山日出夫教育長へ育英資金として全額寄付致しました。

また今年度は、あだち区民まつり「A－Festa 2023」に出展し、収益金99,927円も同様に手渡し致しました。

チャリティーゴルフ、区民まつりは会員相互の親睦のみならず、地域貢献活動にも繋がります。来年度開催時にも多くの方のご協力、宜しくお願い致します。

さらに会場内で**能登半島地震 被災法人会義援金**を募りました。

お預かりした37,000円は全額全法連を通じて被災県連へ被災法人会の支援のために贈られます。皆さまのご協力、誠にありがとうございます。

（足立法人会事務局　越後）

大山教育長より感謝状を受け取った区民まつり実行委員

足立法人会 川柳

3月のテーマ「税」に多数のお申し込み有り難うございました。広報委員会・選者で厳選した結果、以下の5作品に決まりました。次回も奮ってご参加下さい。

望むのは　収め甲斐ある　使い方　（夕焼け小焼け）

血税といわれつゝも真面目に収めるのは、それで救われる大勢の人がいるからです。いい加減に遣われては、本当の福祉国家とは言えません。

インボイス　はじめましたと　蕎麦やさん　（日比谷）

まだ広く使われていないインボイスですが、こうした勇気のある決断をしたお蕎麦屋さんの存在には、心が打たれます。

税金で　復興支援　早急に　（ヤタガラス）

天災は忘れたころにと云いますが、そのために備えるのが復興のための予算（税金）です。早急な支援で税金を生かして遣ってください。

私の税　届けてください　震災地　（のっとりん）

国の支援は国民一人ひとりの税金ですから、私とあなたの税金が遣われたと云ってよいでしょう。それを皆さんで、しっかり見届けたいと思います。

相続税　なしと言われて　悲喜もなし　（小梅）

親たちの遺産で、身内同士で争いたくはないものです。相続税がなしで、悲喜こもごもに済んだのは、結果良しとしなければ・・・。

『総　評』

国を支えるには国家予算が必要で、政治のためには国民の納税が不可欠です。私たちの日常生活が、安心・安全であるための政治・行政が十分に行われることが福祉国家の基本的な在り方だと、私たちは信じています。であれば、国民はすすんで納税する気持ちになり、国の政治（家）を信頼するでしょう。皆さんの「税」の川柳づくりにある要点は、一貫してこの点にあると思います。

能登地震の被災地が支援によって、一日も早く復旧するのを祈るばかりです。

納税は　良識度見る　目安箱　（藤袴）

5月号のテーマ【お弁当】

※句掲載の方には、クオカード（一、〇〇〇円分）を差し上げます。

お一人様、二句まで、ハガキ又は、FAXで投句

締　切
三月三十一日（日）まで

投句先
〒一二〇ー〇〇三五
足立区千住中居町二十五ー七
FAX　三八七九ー三五四〇
（公社）足立法人会　川柳係へ
お寄せください。

〈選者・コメンテーター紹介〉

秋庭　隆（あきば・たかし）

戦後18年間、足立区に居住。現在、「東海道ネットワークの会21」顧問（藤沢市在住）。

あとがき

暖冬が過ぎ、長めの春がやってきたような気がします。コロナの規制が緩和され、イベントや法人会の対面の活動も増えてきたことを誌面でも感じられた年でした。とても喜ばしく、新しい時代の始まりを感じますね。皆様のますますの発展を心からお祈りしています。

（米本広報委員）

公益社団法人
足立法人会報
第288号　（通巻350）
令和６年３月１日発行
発行所
公益社団法人 足立法人会
足立区千住中居町25－7
電話　（3881）０３２６
メールアドレス
koueki@adachi-houjinkai.or.jp
編集人
広　報　委　員　会